

# 病後児保育について

【目的】 病気回復期にある児童の一時的な保育及び看護をする病後児保育事業を実施することにより、子育てしやすい環境の整備を図り、もって児童の健全な育成及び保護者の子育て支援を目的としています。

【実施場所】 いこま保育園内病後児保育室

【対象児童】 市内に在住している満6ヶ月以上からおおむね10歳までの児童  
(幼稚園児・認可外保育施設児童・家庭内児童を含む)

【利用の範囲】

診療情報提供書をもとに、病後児保育室の判断により利用の決定をします

ただし、以下の場合は利用できません。

- ① 37.5度以上の熱がある場合
- ② 激しい腹痛、頻繁におこる下痢、嘔吐がある場合
- ③ 明らかに伝染性のある場合
- ④ 通常の保育園の献立で対応できない場合
- ⑤ 骨折等の外傷でも回復期の確認がとれない場合
- ⑥ その他病後児保育の利用に適さないと判断した場合  
(感染症入室の場合は、感染症の目安を参照)

※ 利用時、児童の状態に変化があり、看護が無理と判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。また、緊急時の場合は、保護者の了解のもとに病後児保育室から直接病院へ受診することもあります。  
(ただし、緊急の場合は指定の病院になります。)

【定員】 4名

【利用方法】

- ① あらかじめ「病後児保育事業利用登録書」にご記入の上、事前登録をしていただきます。提出はいこま保育園病後児保育室又は市こども課までお願いします。(急を要する場合は当日登録も可能です)
- ② ご利用希望日が空いているかどうか、病後児保育室(0743-73-3865)又はいこま保育園(0743-73-2474)に電話確認し、予約をします。
- ③ 医療機関の意見を聴くため、病後児保育ご利用までに市内の医療機関で診察を受け、「病後児保育事業診療情報提供書」に必要事項を記入してもらってください。  
(「病後児保育事業診療情報提供書」の発行は有料です)
- ④ ご利用当日、「病後児保育事業利用申請書」及び「同意書」にご記入の上、「病後児保育事業診療情報提供書」と一緒に病後児保育室に提出してください。
- ⑤ 病後児保育室の担当者が、「病後児保育事業診療情報提供書」をもとに病後児保育利用の決定を行います。
- ⑥ お迎え時に病後児保育事業利用承認通知書の交付を行いますので、決定された利用料をお支払いください。

【開室時間】 月曜日～金曜日 午前8時から午後5時

【利用期間】 原則として7日までとする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況により、必要と判断したときは、延長することができる。

【利用料金】 1日 2,000円(給食費・おやつ代含む、減免制度有)

【休室日】 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・いこま保育園の休園日

【看護師の配置】 看護師1人を専属で配置しています。